

別表(第2条関係)

補助事業名	運送事業者への次世代自動車普及促進補助事業
補助事業の目的	自動車からの排出ガスによる地域の大气環境の改善に資するため、国(国土交通省)と協調して補助することにより、事業用トラック、事業用バス及び事業用タクシーについて、環境対応車(天然ガスバス・トラック、優良ハイブリッドバス・トラック及び燃料電池タクシーに限る。)の導入を促進し、県民の健康の保護や生活環境の保全を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	<p>(1) 天然ガスバス・トラック、優良ハイブリッドバス・トラックを導入する場合</p> <p>ア 県内に使用の本拠を置く天然ガスバス・トラック、優良ハイブリッドバス・トラックを導入する民間運送事業者及び当該事業者がそれらをリースする事業者。</p> <p>ただし、国(国土交通省)の「自動車環境総合改善対策費補助金(事業Ⅲ)」の対象となる者同一の者(天然ガスバス、天然ガストラック、優良ハイブリッドバス、優良ハイブリッドトラックを導入又はリースする者に限る。)とする。</p> <p>イ アに補助する市(神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市)。</p> <p>(2) 燃料電池タクシーを導入する場合</p> <p>市町(神戸市、姫路市、尼崎市)</p>
補助対象経費	<p>(1) 天然ガスバス・トラック、優良ハイブリッドバス・トラックを導入する場合</p> <p>ア 導入自動車の車両本体価格(天然ガス自動車への改造に要する経費を含む。)</p> <p>ただし、あらかじめ所有する使用過程自動車を天然ガス自動車に改造する場合、当該車両の車両本体価格は補助対象外とする。</p> <p>イ 神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市については、アについて市が補助した経費。</p> <p>(2) 燃料電池タクシーを導入する場合</p> <p>当該市域内に使用の本拠を置く燃料電池タクシーを導入する民間運送事業者及び当該事業者がそれらをリースする事業者等に対し、市町がその経費について行う補助額。</p> <p>ただし、燃料電池タクシーを導入する事業者は、国(国土交通省)の「自動車環境総合改善対策費補助金(事業Ⅰ)」の対象となる者同一の者(燃料電池タクシーを導入又はリースする者に限る。)とする。</p>
補助率	<p>(1) 天然ガスバス・トラック、優良ハイブリッドバス・トラックを導入する場合</p> <p>ア 1/3</p> <p>イ 神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市については、1/6</p> <p>(2) 燃料電池タクシーを導入する場合</p> <p>補助事業の対象となる経費の1/2</p>
補助金の額	<p>(1) 天然ガスバス・トラック、優良ハイブリッドバス・トラックを導入する場合</p> <p>ア 当該補助対象経費と通常車両価格との差額(国の「自動車環境総合改善対策費補助金に関する運用方針」に定める額を上限とする)に1/3を乗じて得た額から、寄付金その他の収入額を控除した額以内とする。</p> <p>なお、千円未満の端数があるときは、事業者ごとにこれを切り捨てるものとする。</p> <p>イ 神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市については、補助対象経費の1/2以内</p> <p>なお、千円未満の端数があるときは、市ごとにこれを切り捨てるものとする。</p> <p>(2) 燃料電池タクシーを導入する場合</p> <p>500千円(定額)</p>

別に定める事項

関係条項	内 容
<p>第3条 (交付申請)</p>	<p>(添付書類)</p> <p>(1) 天然ガスバス・トラック、優良ハイブリッドバス・トラックを導入する場合 ア 補助対象事業の概要(予定)(別紙様式1-1から1-3までのいずれか) イ 見積書(改造費が明記されているもの)の写し ウ 国の負担を証する書類(補助金交付申請までに知事に提出が困難な場合は、確約書)(補助事業の対象となる者(1)のイの場合は不要)</p> <p>(2) 燃料電池タクシーを導入する場合 ア 補助対象事業の概要(予定)(別紙様式1-4) イ 市町の補助金交付要綱 ウ 見積書(車両本体価格が明記されているもの)の写し</p> <p>(指定期日)別に指定する日</p>
<p>第7条第1項 (事業の変更承認)</p>	<p>(軽微な経費配分の変更)</p> <p>(軽微な事業内容の変更)</p>
<p>第7条第1項 (交付決定額の変更)</p>	<p>(添付書類)第3条の添付書類に準じる。</p> <p>(指定期日)別に指定する日</p>
<p>第9条第1項 (遂行状況報告)</p>	<p>(報告事項)</p>
<p>第11条 (実績報告)</p>	<p>(添付書類)</p> <p>(1) 天然ガスバス・トラック、優良ハイブリッドバス・トラックを導入する場合 ア 補助対象事業の概要(別紙様式2-1から2-3までのいずれか) イ 請求書及び領収書の写し等の支払が確認できる書類 ウ 自動車検査証の写し エ 国の負担を証する書類(交付決定通知書等)(補助事業の対象となる者(1)のイの場合は不要)</p> <p>(2) 燃料電池タクシーを導入する場合 ア 補助対象事業の概要(別紙様式2-4) イ 事業者からの実績報告書の写し ウ 請求書及び領収書の写し等の支払が確認できる書類 エ 自動車検査証の写し オ 市町補助金交付確定通知書の写し</p> <p>(指定期日)</p> <p>(1)(2)のうち早い日 (1) 事業終了日と国の負担を証する書類発行日のうち遅い日から30日以内 (2) 令和5年4月10日</p>
<p>第19条第1項 (財産処分の制限)</p>	<p>(処分制限期間)</p> <p>補助事業の対象となる者(1)のアについては、国(国土交通省)の「自動車環境総合改善対策費補助金交付要綱」及び「自動車環境総合改善対策費補助金に関する運用方針」に定める期間 (補助事業の対象となる者(1)のイ及び(2)については該当無し)</p>